

## 企業担当者様への共有事項

- 1 第2補給処における品質の定義は装備品等（輸入）共通仕様書（C&LPS-Y00003）のとおりとなります。細部は当該仕様書をご確認ください。仕様書につきましては補給本部ホームページからご確認ください。品質の定義の変更は令和8年度要求分から適用いたします。
- 2 品質の定義の変更に伴い既に納検回答している品目の品質区分が変更する場合は、資材計画部資材計画課企業調整係へ通知をお願いします。
- 3 品質の定義の変更に伴い、公募に応募できる資格の記載内容を令和8年度要求分から変更予定です。細部は掲載される公示をご確認ください。
- 4 要求上の品質区分に関する質問につきましては資材計画部資材計画課までお願いします。また、公募への応募資格に関する質問につきましては調達部輸入課までお願いします。